

金銭消費貸借契約書（借用書）（覚書）（貸金契約）

※タイトルは法的効力とは関係ないので神経質になる必要はありません

X（以下「甲」という。）とY（以下「乙」という。）は、次のとおり金銭消費貸借契約を締結した。

第1条（金銭の貸借）

甲は乙に対し、本日、金〇〇〇〇円を貸し渡し、乙はこれを受領した。

※この一文はこのまま記載します。

第2条（返済方法）

乙は、第1条（金銭の貸借）の借入金金〇〇〇〇円を、次のとおり分割して甲の指定する銀行口座に振り込んで割賦返済する（振込手数料は乙の負担とする）。

- (1) 平成〇〇年〇〇月〇〇日限り金〇〇〇〇円
- (2) 平成〇〇年〇〇月から〇〇月まで毎月〇〇日限り金〇〇〇〇円ずつ11回払い

第3条（利息）

利息は元金に対して年〇〇%とし、乙は、第2条（返済方法）の返済時期に、甲の指定する銀行口座に元金とともに振り込んで支払う。

※利息の記載をしなかった場合でも以下のように利息を請求できる場合があります。

①利息の約定をしなかった場合（原則利息は発生しません）

貸・個人→借・個人、商人 利息なし

貸・商人→借・個人 利息なし

貸・商人→借・商人 商人間同士の場合は利息の記載をしなくても当然に年6%の利息を請求できます。

②利息の約定はあっても利率の定めまではしなかった場合（民法・商法上の法定の利息となる）

貸・個人→借・個人 年5%の利息

貸・個人→借・商人 年6%の利息

貸・商人→借・個人 年6%の利息

貸・商人→借・商人 年6%の利息

③法定の利息を上回る利息の約定をした場合（原則約束した利息となる）

貸・個人、商人→借・個人・商人 約定利率

※ただし、利息制限法上の上限利息を超える利息については無効となり、元本に充当されます。

貸金の額	上限利率（年率）
元本が10万円未満	年20%
元本が10万円以上100万円未満	年18%
元本が100万円以上	年15%

第4条（遅延損害金）

期限後又は期限の利益を喪失した時は、以後完済に至るまで、乙は、残元金に対する年〇〇%の割合による遅延損害金を支払う。

※遅延損害金とは返済日以後、貸金が返済されるまでの間に発生する損害金のことです。「遅延利息」とも呼ばれています。通常の利息と異なり、定めをしなくても、返済日を過ぎれば法律上当然に発生する点です。

①損害金を定めなかった場合、または利息が年利5%以下の契約の場合

→遅延損害金は5%または6%

②利息が年利5%超の契約の場合

→契約をした遅延損害金の利率となります。

ただし、利息制限法で、遅延損害金は上限利率の1.46倍を超える部分については無効となるので、以下の表の上限分までしか遅延損害金としては認められません。

貸金の額	上限利率（年率）
元本が10万円未満	年29.2%
元本が10万円以上100万円未満	年26.28%
元本が100万円以上	年21.9%

第5条（期限の利益喪失約款）～分割払いの場合

乙について次の各号の事由が一つでも発生した場合には、甲からの通知催告がなくても、乙は当然に期限の利益を失い、直ちに元利金全額を支払う。

（1） 債務の支払を1回でも怠った時

（2） 支払停止、破産、民事再生、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があった時

（3） 乙の振出、裏書、保証にかかる手形小切手が不渡となった時

（4） 公租公課の滞納処分を受けた時

（5） 他の債務につき仮差押、仮処分又は強制執行を受けた時

※期限の利益とは、返済の期日が来るまでは、借主が貸主から返済の請求を受けない借主側の利益のことを言います。一旦分割払いの契約をしてしまいますと、契約内容に縛られ、借主の経済状況が著しく悪化したような場合又は借主が信用に反するような行為をした際にまで契約どおりの分割払いで定めた金額しか請求できないこととなりますので、借主側に一定の事項が生じた際には期限の利益を喪失させ、一括返済を求めることができるようにしておきます。

第6条（連帯保証）

連帯保証人丙は、乙が本金銭消費貸借契約によって負担する一切の債務について、乙と連帯して保証債務を負う。

※担保力を強化するために連帯保証人を取ります。通常の保証人とは異なり、連帯保証人には「催告の抗弁権」、「検索の抗弁権」がありませんので連帯保証人のほうが通常の保証人より担保内容としての確実性があります。

第7条（公正証書の作成）

乙は、甲の請求がある時は、直ちに本金銭消費貸借契約による債務について

強制執行の認諾文言がある公正証書を作成するために必要な手続をする。なお、公正証書作成に要する費用は乙の負担とする。

※「強制執行認諾約款」を付けた公文書である公正証書にすることにより、借主の債務の返済が滞った際に、裁判の手続きを要することなく、借主の銀行口座の差し押さえ等の強制執行を行うことができるようになりますので、契約書を強制執行認諾約款付の公正証書で作成しておけば、貸主にとっては貸金返済の確実性が増します。

第8条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを定めるものとする。

第9条（合意管轄）

本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この合意の証として、本金銭消費貸借契約書2通を作成し、甲乙が各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 住所
氏名

(乙) 住所
氏名

(丙) 住所
氏名